



芽室町自治基本条例(解説付き)



平成23年4月改訂

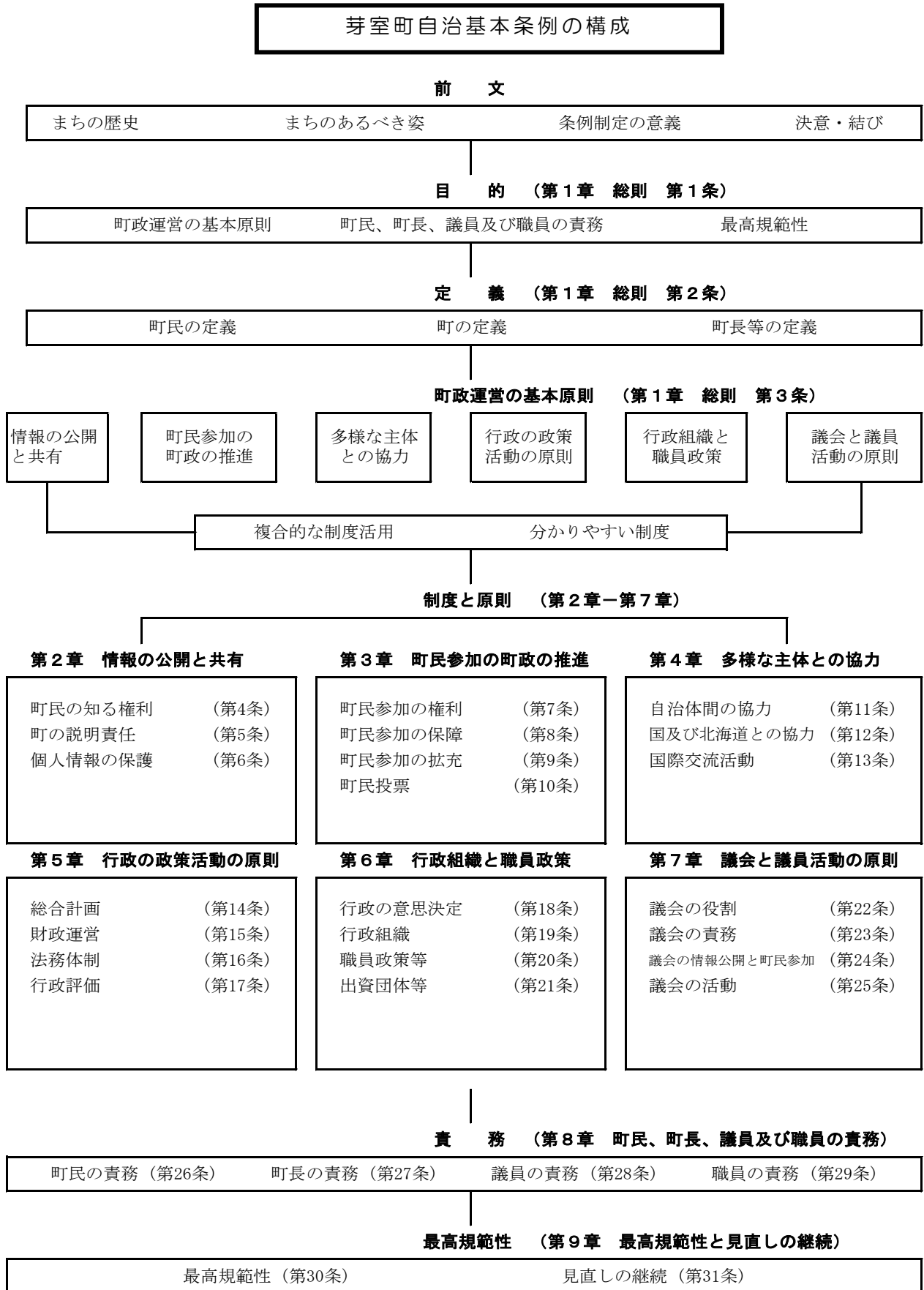
芽 室 町

【目次】

ページ

I 芽室町自治基本条例の構成	3
II 芽室町自治基本条例	
前文	6
第1章 総則 （第1条）目的 （第2条）定義 （第3条）町政運営の基本原則	8
第2章 情報の公開と共有 （第4条）町民の知る権利 （第5条）町の説明責任 （第6条）個人情報の保護	12
第3章 町民参加の町政の推進 （第7条）町民参加の権利 （第8条）町民参加の保障 （第9条）町民参加の拡充 （第10条）町民投票	14
第4章 多様な主体との協力 （第11条）自治体間の協力 （第12条）国及び北海道との協力 （第13条）国際交流活動	16
第5章 行政の政策活動の原則 （第14条）総合計画 （第15条）財政運営 （第16条）法務体制 （第17条）行政評価	18
第6章 行政組織と職員政策 （第18条）行政の意思決定 （第19条）行政組織 （第20条）職員政策等 （第21条）出資団体等	22
第7章 議会と議員活動の原則 （第22条）議会の役割 （第23条）議会の責務 （第24条）議会の情報公開と町民参加 （第25条）議会の活動	25
第8章 町民、町長、議員及び職員の責務 （第26条）町民の責務 （第27条）町長の責務 （第28条）議員の責務 （第29条）職員の責務	29
第9章 最高規範性で見直しの継続 （第30条）最高規範性 （第31条）見直しの継続	31

I 芽室町自治基本条例の構成



[解説等]

【前文】

芽室町自治基本条例を制定するに当たっての、理念や基本的な考え方を明らかにします。

【第1章】総則

第1条：目的

前文に掲げた理念や基本的な考え方に沿って、この条例が果たそうとする役割や達成しようとする目的を明らかにします。

第2条：定義

全体を通して使われている用語のうち、「町民」「町」「町長等」の定義を確認します。

第3条：町政運営の基本原則

前文や目的に基づく、町政運営の6つの基本原則（第2章から第7章に相当）を明らかにします。

さらに、それらを相互に関連づけて活用することにより相乗効果をあげること、また、制度が必要以上に複雑化することなく簡素で分かりやすい制度とすることを掲げています。

【第2章】情報の公開と共有

町政に関する情報が、まち全体の共有財産であり、町は的確な情報を分かりやすく説明することや、町が持つ個人情報保護することを規定します。

【第3章】町民参加の町政の推進

町民の町政に参加する権利の保障や、町政の重要事項について町民投票を実施できることを規定します。

【第4章】多様な主体との協力

芽室町だけでは対応が難しい課題について、他の自治体や国及び道と連携・協力して解決にあたることを規定します。

【第5章】行政の政策活動の原則

町長等の政策が主に総合計画に基づき実施され、それらが予算編成や行政評価と相互に関連していることなどを規定します。また、自主的な法令解釈や条例制定など法務体制の向上を規定します。

【第6章】行政組織と職員政策

行政としての意思決定の手続きや組織編成に関することなど、効果的な行政運営を推進するために必要な事項を規定します。

【第7章】議会と議員活動の原則

町の議事機関としての役割・機能や、町民への情報提供の推進、議会活動を充実させるための活動などについて規定します。

【第8章】町民、町長、議員及び職員の責務

町民、町長、議員及び職員について、それぞれの責務を規定します。

【第9章】最高規範性と見直しの継続

本条例が、町の自治体運営を支える基本的な考え方や仕組みを定めた、まちの憲法（最高規範）として位置付けることを規定します。

Ⅱ 芽室町自治基本条例

前 文

私たちのまち芽室町は、恵まれた豊かな自然のもと、先人が額に汗し、努力を積み重ね、農業を中心とした経済の活性化と心ふれあうまちづくりを進め、豊かな生活の基盤を整備してきました。

私たち町民は、安全なこのまちで安心して暮らす幸せを実感できるよう、このまちに住むすべての人たちが心を通わせ、人権を認め合い、支え合い、愛着や誇りと生きがいを持ちながら暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。

そして、先人の努力の積み重ねによって創られた「めむろ」の歴史や文化、自然など貴重な財産を受け継ぎ、未来を担う子どもたちに引き継いでいく義務があります。

そのためには、自治の主役である私たち町民と、町長、議員及び職員が将来にわたり共有すべき考え方や、自治を実現していくための町政運営の仕組みを具体化し、制度として定めることにより「芽室町のことは私たち自らが決定しまちを創っていく」意思を明確にしておく必要があります。

さらに、それぞれの責任と役割を自覚し、協力し合い、共に生きながらまちづくりに取り組んでいくことがますます重要になってきます。

ここに、私たちは、芽室町政の基本的な制度と運営の原則を明らかにします。そして、この条例が定める制度を定着させ、不足するものは補っていくこととし、町民自治と民主主義が息づく「理想郷の芽室」を実現すべく、この条例を制定します。

[解説等]

前文は、この条例を制定するにあたっての理念や考え方を明らかにするものです。

この条例を制定する契機の一つとして、平成12年の地方分権一括法の施行があります。国と地方自治体の関係が「上下・主従」から「対等・協力」なものとなり、自治体としてこれまで以上に独自の基準や自己責任によって判断することが求められ、私たちはお互いに協力し尊重し合いながらまちづくりを進めていく必要が出てきました。

こうした背景に対応しながら、まちを築き、守り、発展させてきた先人たちの想いを受け継ぎ、また、次世代に引き継いでいくためには、町民、町長、議員及び職員の4者が、将来にわたって共有すべき考え方や役割分担を明確にし、それぞれが責務を果たし協力していくことが欠かせなくなってくるものと考えられます。

そこで必要となるのは、町政の基本的な制度や運営の仕組みの共有です。さらに、自らの地域を自らで治めていくといった意思をまちの内外に明らかにすることによって、自治の意識が高まっていくものと期待します。

通常、「町」と言えば役場と議会を指しますが、これからは「町」と言えば、町民も含めるものだと誰しもが考えられるようになるのが理想といえます。そうなれば、町民と行政による「協働のまちづくり」といった現在の考え方もさらに前進し、まちづくりの主役は町民であるということが明快になるのではないのでしょうか。

そうした想いを実現していくためにも、本条例に定める制度の定着だけでなく内容の見直しを継続し、不足するものを補いながらよりよい条例に改正していくことが重要です。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町政運営の基本原則として、自治運営の基本的な仕組みを定めるとともに、町民、町長、議員及び職員の責務を定めることにより、まちの憲法として共有され、町民が主役となった自治の実現を図ることを目的とします。

[解説等]

ここでは、前文に掲げた自治の基本理念等に沿って、この条例が果たそうとしている役割や達成しようとしている目的を定めており、前文とあわせて、条例の個々の条文の解釈の指針となるものです。

1行目の「町政運営の基本原則」は、第3条で定めているとおり、次の事項を指します。

- ・「情報の公開と共有(第2章)」
- ・「町民参加の町政の推進(第3章)」
- ・「多様な主体との協力(第4章)」
- ・「行政の政策活動の原則(第5章)」
- ・「行政組織と職員政策(第6章)」
- ・「議会と議員活動の原則(第7章)」

こうした基本原則のそれぞれの規定のなかで、町政に関する町民の権利や、行政活動の質の向上に向けた行政機関や議会の役割などを明らかにし、また「町民、町長、議員及び職員の責務(第8章)」において、それぞれの責務を定めています。

そして「最高規範性で見直しの継続(第9章)」において、この条例をまちの憲法としてまち全体で共有し誠実に守っていくことにより、町民自治の実現を図ることを目的とすることを明らかにしています。

(定義)

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 町民 芽室町内に住所を有する人をいいます。
- (2) 町 町長等及び議会で構成される地方公共団体をいいます。
- (3) 町長等 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

[解説等]

ここでは、この条例のなかで用いられる用語のうち、解釈が必要なものについて定義しています。

この条例における「町民」とは、地方自治法上の規定と同じく、町内に住んでいる人を指します。

ただし、住んでいる場所が町外であっても、仕事や学校のために芽室町に通っている人もいます。また、個人だけでなく町内会、ボランティアグループやNPO、企業など法人・団体もまちづくりを行っていく上で重要な存在です。

このため、こうした本町への通勤者・通学者や、町内の企業・団体等は、第7条において町政への参加の権利を保障しています。

また、「町」は、町長等（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）と、町議会で構成される地方公共団体を指します。

なお、「町長等」とは地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関を指しますが、分かりやすさを考慮して「町長等」と表現しています。

(町政運営の基本原則)

第3条 町は、町民が主役となった自治の実現を図るため、次に掲げる事項を町政運営の基本原則として定めます。

- (1) 町民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たすことによって、透明な町政を築き、かつ町民参加を効果的に推進するための条件を整えます(情報の公開と共有)。
- (2) 参加の意思を持つ町民がいつでも町政に参加でき、また、町民の参加の意欲を高めるため、恒常的な参加の制度及びその時々に応じた参加の機会を多様に保障します(町民参加の町政の推進)。
- (3) 町と他自治体、北海道及び国との役割分担を明確にし、これらの多様な主体との相互協力によって、町の公共課題の解決を図ります(多様な主体との協力)。
- (4) 総合計画、財政運営、法務体制、行政評価等政策活動の質を高めるために必要な制度の確立及びこれらの運用の原則を明らかにし、最良の手法と技術を用いて政策活動を行います(行政の政策活動の原則)。
- (5) 町を代表する町長の的確な意思決定と効果的な政策の立案、執行のため、簡素で効率的な行政組織を編成するとともに、職員の政策能力の開発に努めます(行政組織と職員政策)。
- (6) 議会における町民参加と議員の自由討議の推進によって、広く町政の課題を明らかにし、町としての最良の意思決定を導きます(議会と議員活動の原則)。

2 町は、この条例で定める町政の制度を可能な限り相互に関連づけて活用し、相乗的な効果をあげるよう努めます。

3 町は、この条例で定める町政の制度が複雑化して町民を遠ざけることがないように、簡素で分かりやすく、誰にも共有される制度の改善を追求します。

[解説等]

ここでは、前文に掲げた自治の基本理念等や第1条の目的規定に基づき、町民が主役となった自治を実現するための町政運営の基本原則を規定しています。

第1項の(1)から(6)は、それぞれが、この後に続く各章(第2章から第7章)の制度の概要を端的にあらわしています。

町民自治の大前提は、町による説明責任を伴った情報公開と、町民と町の情報共有です。この情報の共有が、町民の町政への参加意欲の高まりにつながる事となることから、併せて、町政に参加できる機会が多様に保障されなければなりません。

また、町としては、複雑化してきた様々な公共課題の解決に向け、他自治体等との連携や先駆的な取組みを学んでいく必要があります。

そして、町政運営の仕組みを整理すると、中長期的なまちづくりの計画・財政計画・行政評価の適正な実施、行政組織の効率化、職員の政策能力の向上などが挙げられます。

さらに、これらが的確に行われているかチェックを行うためには議会機能の充実も必要です。

また、第2項のとおり、単に個々の規定を定めるだけでなく、できる限りそれらを相互に関連付けて活用することが重要です。例えば、行政評価の結果は計画や予算に反映させる必要があり、町の情報の公開は町民参加につながります。こうした各制度を相互に関連付けることが、行政運営の相乗効果をあげるにつながります。

さらに、制度が必要以上に複雑化することなく、簡素で分かりやすい制度となり、まち全体で共有される制度となるよう改善していくことも必要です。

第2章 情報の公開と共有

(町民の知る権利)

第4条 町民は、町政に関する情報について知る権利があります。

2 町政に関する情報は、町民と町の共有財産です。

3 町政に関する情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めません。

[解説等]

町民が、町政に参加しまちづくりを行うためには、行政や議会が持つ町の仕事に関する情報が必要です。このため、ここでは、町民は町の仕事に関する情報を知る権利があり、町の仕事に関する情報は、町だけのものではなく、町民との共有すべき事項であることを確認します。

また、第2項のとおり、町の仕事に関する情報は、まち全体の貴重な財産であると認識することが重要です。まちづくりに関わる全ての人たちを明確にするため、その対象を「町民と町の共有財産」と明確に記載します。

第3項では、情報公開に関して必要な事項は「芽室町情報公開条例」に定めていることを記載します。なお、情報公開条例は、町民が町に対し文書の開示を請求することなどについて定めていますが、自治基本条例の制定に併せて一部改正し、あらためて、町民の知る権利を保障することを明確にしました。

(町の説明責任)

第5条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民に的確な情報を分かりやすく説明するよう努めます。

2 町は、町民から寄せられた意見、要望及び説明の求めなどに対して、誠実に対応します。

[解説等]

ここでは、町的意思決定の過程や政策等について、その経過と内容を町民に明らかにするとともに、分かりやすく説明する責任を有することを確認しています。

町が提供する情報は、既に決定された事項がほとんどであり、また、専門的な用語が多く難解だと言われています。開かれたまちづくりを進めるためには、事業の企画立案の段階から公開するとともに、町民の視点に立った情報を提供するように努めなければなりません。

町は、町民から寄せられた意見、要望、苦情などについては、誠実かつ迅速に対応しなければなりません。また、町の説明が不十分との意見が寄せられた場合には、町民が納得できるような説明を心がけることも重要です。

(個人情報の保護)

第6条 町は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、町が持つ個人情報を保護します。

2 個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

[解説等]

第4条のとおり、情報公開を積極的に行い情報の共有を推進するなかで、特に配慮を要するのが、個人の基本的権利に関わるプライバシーの保護です。町が保有する情報の中には、町政を行う上で取り扱うこととなる特定の個人に関する情報が含まれている場合もあります。このため、町民の権利や利益を守るため、個人情報を保護することを規定しています。

なお、個人情報の保護について必要な事項は、「芽室町個人情報保護条例」に定めています。

第3章 町民参加の町政の推進

(町民参加の権利)

第7条 町民は、まちづくりの主役として町政に参加する権利があります。

2 町民は、前項の権利の行使に際し、性別、年齢、信条、国籍等によるいかなる差別も受けません。

3 町民参加の活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けません。

4 町外に住所を有する人の中で、町内で働いている人及び学んでいる人、また、町内で事業を営む法人及び活動する団体についても、町政に参加する権利があります。

[解説等]

ここでは、まちづくりの主役は町民であり、全ての町民は、町の主権者として町政に参加する権利があることを明らかにしています。

町民参加の権利は、性別、年齢、信条、国籍、障がいの有無等に制約を受けるものではなく、また、町民参加は一人ひとりの自由な意思に基づくものであり、町が強制するものではありません。

また、第2条でも触れましたが、住んでいる場所が町外であっても、仕事や学校のために芽室町に通っている人や、町内の企業など法人や団体も、まちづくりを行っていく上で重要な存在であることから、町政への参加の権利を有することを規定しています。

(町民参加の保障)

第8条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障します。

2 町民の参加について必要な事項は、別に条例で定めます。

[解説等]

ここでは、町民参加の具体的な意味について明らかにし、町民参加の保障の対象領域が、町政の企画立案、事業の実施、評価の全てのプロセスであることを示しています。事例としては、各種の計画や条例の策定、審議

会等への参加をはじめとして、政策の実施やその結果に対する評価への参加などを指しています。町民参加手続を行う具体的事例及びその方法については、「めむろまちづくり参加条例」において詳しく規定しており、町民参加の手法としては、まちづくり意見募集（パブリックコメント）、審議会、委員公募などがあります。

（町民参加の拡充）

第9条 私たち町民は、町民参加が自治を守り推進するものであることを認識し、その拡充に努めます。

2 町長等は、町民参加の拡充に向け、町政全般にわたる幅広い意見等を求めるための組織を設置することができます。

[解説等]

ここでは、住民自治を推進するためには、町民自身がまちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりに積極的に関わっていくことが重要であることを規定しています。

また、町民参加を拡充するためには、特定の人だけが参加するのではなく、多くの町民が参加できるように工夫しなければなりません。このため、将来的に、現在の各種審議会を発展的に解消し、多くの町民が参加し町政への提言等も行うことができる新たな組織の設置が考えられます。

（町民投票）

第10条 町は、町政の重要な事項について直接町民の意思を確認するため、町民投票を実施することができます。

2 町民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

[解説等]

ここでは、芽室町にかかわる重要事項について、直接町民の意思を確認すべき場合もあることから、町民投票が実施できることを明らかにします。

町民投票の詳細については、めむろまちづくり参加条例第19~~2~~条において、非常設型の町民投票について規定しており、有権者の50分の1の連署により町民投票の実施を請求することができ、町長は、投票結果について尊重しなければならないとされています。

第4章 多様な主体との協力

（自治体間の協力）

第11条 町は、公共課題の解決を図るため、他の自治体等との連携、協力を進めるとともに、先進的な取組みを学びます。

2 町は、共通する課題の解決を図るため、関連する自治体間と対等協力の関係を築き、広域連携等の研究を行います。

〔解説等〕

近年ますます複雑になってきた様々な公共課題を解決するためには、芽室町だけではなく、他の市町村や都道府県、民間団体等と協力を築き、先駆的な取組みを学ぶことが必要です。

効率的な行政運営を行うためには、広域連合や一部事務組合、定住自立圏構想による取組みなどによる、広域連携をはじめとした様々な手法が考えられます。ここでは、近隣自治体に限定するのではなく、その他自治体を含めて考えています。広域連携等についても、その対象を近隣自治体に限定しないものとして規定しています。

（国及び北海道との協力）

第12条 町は、国及び北海道と対等な立場であることを踏まえて、相互に連携し、協力関係を大切にしながら、公共課題の解決を図ります。

2 町は、制度改善等が必要な場合には、国、北海道及び関係機関に対し積極的な提案を行います。

〔解説等〕

ここでは、平成12年の地方分権一括法の施行により、町は国や道と対等な関係にあることをあらためて確認した上で、公共課題の解決にあたっては、国や道と相互に連携し、協力を図ることが重要であることを規定しています。

また、制度改善が求められる場合や、町の自立性を確立するために法令の制定改廃などが必要な場合、政策を実施するために必要な措置の提言など、適宜、町から関係機関に様々な提案を行います。

(国際交流活動)

第13条 町は、他の国々との交流を通して得られた情報をまちづくりに活かします。

[解説等]

ここでは、まちづくりには、他の国々の情報を活かすことも重要であり、国際交流や国際感覚を有する人材の育成などにより得られる情報をまちづくりに活用することを規定しています。

第5章 行政の政策活動の原則

(総合計画)

- 第14条 町長等は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、町のめざす将来像を定める基本構想とこれを実現するための実施計画により構成される総合計画を策定します。
- 2 町長等は、町民参加により総合計画を策定するため、芽室町総合計画審議会を設置し、必要に応じて見直しを行います。
- 3 町長等は、総合計画の進捗状況を町民に公表するとともに、町民の意見を述べる機会を設けます。
- 4 第2項の審議会について必要な事項は、別に条例で定めます。
- 5 総合計画は、町の政策を定める最上位の計画であり、町が行う政策は、法令に基づくもの及び緊急を要するもののほかは、これに基づいて実施します。
- 6 町長等は、特定の政策における個別計画等を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにします。

[解説等]

地方自治法第2条第4項により、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められています。

町は、長期的展望に立ち、総合的で計画的な町政運営を進めるための計画を策定する必要があります。それが「総合計画」であり、「基本構想」と「実施計画」により構成されます。このうち、「基本構想」は、地方自治法により議会の議決が必要とされています。

第2項では、総合計画は、町の方向性を示すものであることから、策定にあたって町民参加が必要であることを明確にし、その手法として「芽室町総合計画審議会」があることを指しています。さらに、第3項のとおり審議会等において、総合計画の進捗状況を町民に周知し、意見等をいただく機会を設けることも必要です。

第4項は、審議会が「芽室町総合計画審議会条例」により規定されていることを指しています。

第5項は、総合計画は、まちづくりの最も重要な計画であり、町の仕事を計画的に行うため、国の法令に基づくものや、災害などのやむを得ない場合を除き、総合計画に従って事業を行うことを規定しています。

第6項では、総合計画はまちづくりの最上位の計画であることから、分野毎の計画は、総合計画と整合を図ることを規定しています。

なお、前述の地方自治法第2条第4項については、国において廃止することを検討しています。ただし、基本構想はまちづくりの指針であり、町全体で合意形成を図るべきものであることから、廃止になった際には、町として議会の議決事項にすべきと考えています。

【条文案】

第14条 町長等は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、町のめざす将来像を定める基本構想とこれを実現するための実施計画により構成される総合計画を策定します。

2 町長等は前項で策定する総合計画のうち、基本構想について議会の議決を得るものとします。

（財政運営）

第15条 町長等は、健全な財政運営を行うため、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。

2 町長等は、中長期的な財政計画を作成するとともに、総合計画及び行政評価に基づいた予算を編成します。

3 町長等は、町の財政状況を明らかにするため、毎年度の予算、決算の状況及び財政計画について、的確な指標などを用い、町民に分かりやすく公表します。

4 財政状況の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。

[解説等]

地方自治法第2条第14項により「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と定められています。

行政において、予算は単年度毎に編成することとなっていますが、中長期的展望のもとに計画的な財政運営を行うのは当然のことであり、また、まちづくりの最上位計画である総合計画や、政策の評価に基づいて適正な予算を編成しなければなりません。

町の財政は、今後のまちづくりに密接な関係があるとともに、私たち町民の税金等によって成り立っていることから、予算、決算及び財政計画については、町の広報誌などで町民に公表します。また、財政に関する用語は、難解なものが多いことから、指標等を使いながら分かりやすく公表する必要があります。

なお、第4項は、財政状況の公表は「財政状況の作成及び公表に関する条例」により定めていることを指しています。

(法務体制)

第16条 町長等は、地域の特色を生かした質の高い政策活動を行うため、自主的な法令の解釈及び運用とともに、必要な条例の制定に努めます。

2 町長等は、前項の目的のため、職員の法務に関する能力の向上に努めるとともに、有識者及び法令に関する専門機関等との連携により、必要な体制の整備を行います。

[解説等]

ここでは、町長等は、政策を実現するための自主的な法律解釈や運用の定着と、そのための能力向上や体制整備に努めることを明らかにしています。

地方自治体における法令の解釈については、従来、国が通達等で細かく定めていましたが、平成12年の地方分権一括法の施行により、自治体による自主的な解釈ができるようになりました。このことから、地域の特性を生かした質の高い政策を実行するため、法令を自主的かつ適正に解釈し運用するとともに、政策の質を高めるために条例を制定することも重要です。

法令等を自主的かつ適正に解釈することにより、まちや地域のための条例を制定することも可能になりますが、そのためには、職員が積極的・自主的かつ適正に法令を解釈し使いこなすことができるよう、法令についての調査研究を重ねるなど、法務能力の向上に努めることも必要です。

また、現在、町には法務担当のセクションはありますが、町単独で法務体制を更に強化することは難しいことから、町村会などの組織を活用し、必要な体制を整備することも必要です。

(行政評価)

第17条 町長等は、町が行う仕事について、具体的な成果目標を設定するとともに、目的や成果等を毎年点検し、効果的かつ効率的に町政を運営するため行政評価を実施します。

2 町長等は、行政の内部評価に加え、町民参加による外部評価を行います。

3 町長等は、行政評価の結果を公表するとともに、行政評価の結果を総合計画及び予算の編成等に反映させます。

4 町長等は、最もふさわしい方法で行政評価を行うよう常に検討し、改善します。

[解説等]

ここでは、行政活動の評価にあたって、町長等が実施すべき事項を明らかにしています。

町長等は、生活者起点の効果的・効率的な行政運営に向けて、行政の仕事に対して成果目標を設定し、限られた行政資源を有効に活用する仕組みである「行政評価」を行います。行政評価では、町の施策・事業が目的に合っているか、成果を向上させる方法はないか、コストを削減する方法はないか、受益と負担が公平か、という観点から評価します。

行政評価においては、町長等の自己評価だけでなく、町民参加による第三者評価を行う必要がありますが、事務事業を束ねた施策の評価において、特に高い効果が期待できます。

評価した結果は、行政内部にとどめておくのではなく、町民に公表する必要があります。また、評価するだけでは意味がなく、より効率的・効果的な行政運営につなげるためには、その結果を総合計画や予算に反映させ、それぞれが連動する仕組みとしていかなければなりません。

行政評価の方法（仕組み・外部評価等）は一つではありません。芽室町にふさわしい方法は何なのか、常に検討を行い、改善していくことが重要です。

第6章 行政組織と職員政策

(行政の意思決定)

第18条 町長は、行政としての意思決定の手続きを行った上で、重要な事項の方針を決定します。

- 2 前項の規定は、町長部局以外の町の機関についても準用します。
- 3 意思決定の手続きについて必要な事項は、別に定めます。

[解説等]

ここでは、行政機関としての意思決定を行う際に、定められた手続きを行った上で決定することを明らかにします。

行政組織において、政策などを立案・実施する際には、町長の思いつきや独断で物事を決めてしまうのではなく、定められた手続き・会議等を行った上で決定しなければならないことを規定しています。

また、教育委員会・農業委員会・議会事務局など町長部局以外の機関についても、それぞれの機関において同様の方法で行います。

意思決定の手続について必要な事項は、「芽室町庁議規則」において定められていますが、政策の意思決定における透明性の向上や職員参加の確立など意思決定システムの充実を図っていきます。

(行政組織)

第19条 町の行政組織は、次に掲げる事項に基づき編成します。

- (1) 社会や財政状況などの変化に迅速に対応すること。
- (2) 簡素で効率的にすること。
- (3) 透明性を高くし、町民に分かりやすくすること。
- (4) 総合計画や行政評価等を反映させること。

[解説等]

ここでは、行政組織の編成にあたっての原則を明らかにしています。

社会情勢などの変化に対応するためには、組織の新たな編成や統廃合など、効率的な組織編成を行わなければなりません。また、町民にとって、どのような組織で何をするか分かるような組織にする必要があります。迅速性、効率性や透明性が求められることはもちろんのこと、総合計画や行政評価などを組織編成に反映させることを規定しています。

(職員政策等)

第20条 町長等は、職員の政策能力の向上のため、研修の充実を図ります。

2 町長等は、次に掲げる事項を考慮して職員定数適正化計画を定め、少人数で効果的な行政運営を推進します。

(1) 事務・事業の適正化

(2) 財政状況と財政予測

(3) 町の政策課題

(4) 職員の年齢構成

3 町長等は、政策活動を活性化させるため、他の団体等との人事交流に努めます。

[解説等]

ここでは、町長等が、少人数で効果的な行政運営を行うために考慮すべき事項を明らかにしています。

まず、個々の職員が質の高い政策立案を行うことができるよう、政策能力を向上させるための研修体制を強化することが重要です。

また、今後、職員数の減少が予測される中、適正な職員配置は重要であり、計画的な職員配置を行うためにも職員定数適正化計画は必要です。事務・事業の適正化や、財政状況、町の政策課題、年齢構成を考慮した適正配置が求められます。

また、政策活動を向上させるためには、他自治体や団体、NPO等との人事交流を行うことも重要です。

(出資団体等)

第21条 町長等は、町が出資している法人名を毎年公表します。

2 町が一定割合を出資している法人経営状況等の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。

[解説等]

ここでは、町が出資する団体等の公表について規定しています。

町長等は、これらの団体の中に既に設立目的を達成した団体や設立趣旨と実際の活動に乖離が出ている団体がないか、あるいは事業内容が現在の社会経済状況の変化から既に民間事業者によって提供されているものはないか、などといった観点から、行財政の健全化につながるよう定期的に点検する必要があります。

町の出資法人については、広報誌等により公表します。

また、町が50%以上を出資している法人については、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第152条第1項により、毎事業年度、経営状況を議会に公表することとなっており、あらためて明確にすることを規定しています。

「別に条例で定める」とは、「財政状況の作成及び公表に関する条例」を一部改正し、出資団体等の公表について明確に規定していることを表わしています。

なお、「一定割合」とは、地方自治法に準じて50%としています。

第7章 議会と議員活動の原則

(議会の役割)

第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。

2 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。

[解説等]

ここでは、議会の基本的な役割を改めて明らかにしています。

議会の役割は、憲法93条では「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と規定されており、また、地方自治法第96条では、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事項を議決しなければならない。条例を設け又は改廃すること。(他14項目)」となっており、町の重要事項について審議し決定する「議事機関」として位置付けられています。

町議会が間接民主主義であることから、町政に町民の意思が反映されているかをチェックすることも議会の役割のひとつですが、その際、一部の町民の意思の反映ではなく、町政全体を考えた意思が的確に反映されることが重要であるといえます。

(議会の責務)

第23条 議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。

2 議会は、政策の水準を向上させるため、議会の議決事項の拡大に努めます。

3 議会は、議会の活動に関する情報を町民に伝えるために、審議の過程や結果などを町民に分かりやすく説明します。

[解説等]

議会は、町長等からの提案が、まちの憲法である「自治基本条例」に適合しているかを確認する必要があります。

地方自治法第96条第2項では、「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。」となっており、町の政策水準向上の観点からも、議決事項の拡大の検討が考えられます。

議会は、町民に選挙で選ばれた議員によって構成されており、町民の信託に応えるためにも、審議結果の公表だけではなく、議論の経過などその過程についても、専門用語を羅列せずに町民に分かりやすく説明することが重要です。

(議会の情報公開と町民参加)

第24条 議会は、議会活動に関する情報を町民と共有するため、次に掲げる事項により、情報公開を推進します。

- (1) 本会議及び委員会等の会議は原則として公開します。
- (2) 本会議及び委員会等の会議の日程及び内容は、事前に町民に周知します。
- (3) 審議過程や結果など議会に関する情報を町民に説明するための機会を設けるよう努めます。
- (4) その他、町民に分かりやすい情報を公開するための方法を検討します。

2 議会は、町民との意見交換等の機会を設けるなど、町民参加の推進に努めます。

[解説等]

議会としての情報公開は極めて重要です。このため、ここでは、議会として次に掲げる事項を行うことを明らかにしています。

- ・ 本会議の公開については、地方自治法第115条において、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。ただし、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。」としていますが、委員会も公開することを明文化します。
 - ・ 地方自治法では、日程及び内容の公開に関する規定はありませんが、本会議及び委員会については、ホームページなどを活用しながら日程と内容を事前に公表します。
 - ・ 議会の町民に対する説明責任を果たすため、そして議会として町民の意見を聞く機会を拡充するためにも、議会報告会などを開催します。
 - ・ その他の情報公開の手段としては、議会だよりの発行、インターネットによる公開などがあり、適切な公開の方法を検討していきます。
- また、議会としては、情報公開だけでなく、町民参加の推進も重要です。議会報告会などを活用した町民との意見交換の機会を設けます。なお、地方自治法第109条第6項において「常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。」としており、この制度を活用することも可能です。

(議会の活動)

第25条 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。

2 議会は、政策の提言及び政策立案の充実を図るため、議会の閉会中においても調査研究活動に努めます。

3 議会は、議会の活動を通して町政の課題を明らかにするため、本会議及び委員会等における論点を明確にします。

4 前項の目的のため、本会議及び委員会等に出席を要請された町長等執行機関の長及びその補助機関の職員は、議長及び委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするため議員に質問することができます。

[解説等]

議会は、町政における重要事項の最終の意思決定機関であり、議員間で十分討議する必要があります。

地方自治法第112条第1項では、「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。」とされ、また、第2項では「前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。」とされており、政策提案等が認められています。

第2項では、これからの議会には、町長からの提案事項に対する審査だけでなく、政策提案も求められてくることから、そのために必要となる事項を規定しています。地方自治法第109条第9項で「常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。」と規定されており、議会の会期外活動の充実が重要であることを明らかにしています。

また、第3項のとおり、議会でどのようなことが議論されているかを明らかにすることにより、町政の争点が明確になり、町民の町政に対する関心と参加意欲を高めることが期待されます。そのためには、議会で議論されていることが明確にされることが重要です。

第4項は、町長等に反問権を付与することにより、質問及び質疑の論点・争点を明確にし、議会審議の一層の活性化を図るため、平成23年3月に開催された町議会において、芽室町議会運営委員会からの提案により追加されました。

第8章 町民、町長、議員及び職員の責務

(町民の責務)

第26条 私たち町民は、互いに尊重し、協力しあうとともに、自治の主体であることの自覚をもって、まちづくりに参加するよう努めます。

[解説等]

私たち町民は、地域社会を構成する一員として、お互いを尊重し、協力しあいます。また、私たちが自治の主体であることを自覚し、まちづくりへの参加に努めます。

(町長の責務)

第27条 町長は、町の代表者として、公正で民主的かつ誠実に町政を運営します。

- 2 町長は明確な理念のもと、長期的視野に立って、町政を運営します。
- 3 町長は、町民の意向を常に把握し、意思を尊重するように努めます。
- 4 町長は、職員の育成を図るとともに、能力を最大限に引き出すよう努めます。

[解説等]

町長は、町民の信託を受けた者として、また、町政を代表する者として芽室町を統轄するために、公平・公正で民主的な町政運営を行わなければならない。また、そのためには、誠実な人柄が求められます。選挙公約の達成状況を町民に説明することも必要です。

町長には、理念・信念・ビジョンを持ちながら、柔軟な発想力・企画力が必要になります。また、経営者感覚やリーダーシップも求められます。

町長は、常に町民の視点に立ち、町民の意見に耳を傾けながら、適正な判断により様々な問題に対処しまちづくりに取り組んでいかなければなりません。そして、実際に業務を遂行する職員が仕事をしやすい環境づくりや、町長自らが責任を取る姿勢を示すことも重要です。

(議員の責務)

第28条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。

2 議員は、公正かつ誠実に職務を遂行するため、自己研鑽に努めます。

[解説等]

議員は、町民から選挙で選ばれた町民の代表であり、常に町民の意向を把握する必要があります。

議員は、一部の町民の代表ではありません。常に町全体の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行する必要があります。そのためには、広い見識を身に付けるなど、自己研鑽に努める必要があります。

(職員の責務)

第29条 職員は、町民とのコミュニケーションを大切にするとともに、常に町民の視点に立って仕事をを行います。

2 職員は、正確かつ迅速に仕事をを行います。

3 職員は、前例にとらわれることなく、柔軟な発想により創意工夫のもとに仕事をを行います。

4 職員は、必要な情報の収集及び自己啓発に努めます。

[解説等]

職員は「町民本位」の立場に立ち、町民との交流に努めながら、効率的に職務を遂行しなければなりません。業務を遂行するためには、正確性、迅速性も重要です。また、事務の企画にあたっては、慣例に流されることなく創意工夫に努めながら改革に取り組む意識も重要です。

また、職員は、自ら積極的に情報を収集し職務に必要な知識を得るよう努め、また、職務に関する技術等を磨き、既存の能力の向上や新たな能力開発に努めるなど自己啓発を行うことも必要です。

第9章 最高規範性で見直しの継続

(最高規範性)

第30条 この条例は、町が定める最高規範であり、町民、町長、議員及び職員は、この条例を誠実に守ります。

2 町は、町政運営の基本原則に基づき、基本的な制度の整備に努めるとともに、他の条例、規則などの制定、見直し及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図ります。

[解説等]

自治基本条例は、町の自治体運営を支える基本的な考え方や仕組みを定めた、まちの最高規範と位置付けます。このため、町民、町長、議員及び職員の4者は、この条例を誠実に遵守する必要があります。

また、他の条例や規則などの制定や見直し及びその運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならないことを定め、自治基本条例の最高規範性の裏付けとします。

(見直しの継続)

第31条 町は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例の目的を達成しているかどうか点検を行い、必要な場合は、この条例の改正など、町民参加手続きに基づき適切に対応します。

[解説等]

この条例は、守り育てる条例として、少なくとも4年を超えない期間ごとに点検を行うこととし、見直しが必要な場合には、まちづくり参加条例による町民参加手続きなどに基づき適切に対応します。

*第31条について

平成19年3月5日に施行した本条例は、4年を超えない期間ごとに点検を行うことになっています。

町長等においては、平成22年6月10日、「芽室町自治基本条例庁内点検委員会設置要綱」を施行し、芽室町自治基本条例の町長等に関する条項について点検を行うとともに、平成22年12月16日、町長に提言書を提出しました。町長は、提言書の内容は妥当と判断し、条例を改正しないこととしました。

また、点検においては、「芽室町自治基本条例」と「芽室町男女共同参画推進条例」及び「めむろまちづくり参加条例」との整合性を確認しましたが、それぞれ矛盾する事項はなく、また、融合させるべきではないとの結論になりました。

議会では、議会運営委員会や議員協議会において、議会に関する条項についての点検を行い、その結果、全項目について目的を達成していること、条例改正の必要はないことを平成23年2月14日開催の議員協議会において最終的に確認しました。